

# 第12回東京都板橋区景観審議会

令和元年12月18日(水)

板橋区役所本庁舎北館11階第一委員会室

## I 出席委員

天 野 光 一	池 邊 このみ	神 谷 博
中 島 直 人	大 場 明 夫	か い べ と も 子
こ ん ど う 秀 人	木 村 忠 義	中 尾 美 佐 男
鈴 木 和 貴	黒 瀬 聖 子	杉 山 朗 子

## II 出席者

区 長	都市整備部長	都市計画課長
都市景観担当 係 長		

## III 議 事

○第12回東京都板橋区景観審議会

開会宣言

<議 事>

- 1 板橋区景観計画の変更に係る手続きについて〔資料1〕
- 2 令和元年度いたばし景観写真展について〔資料2〕
- 3 板橋区景観賞について〔資料3〕

(個人情報等に係る内容であるため非公開とする)

閉会宣言

## IV 配付資料

1. 議事日程
2. 東京都板橋区景観審議会委員名簿
3. 〔資料1〕板橋区景観計画の変更に係る手続きについて
4. 〔資料2〕令和元年度いたばし景観写真展について
5. 〔資料3〕板橋区景観賞について

(個人情報等に係る内容であるため非公開とする)

○天野会長 それでは、第12回東京都板橋区景観審議会を開会いたします。

議事日程に従って議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、議事1、板橋区景観計画の変更に係る手続について、ご説明を事務局のほうからお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、議事1、板橋区景観計画の変更に係る手続について、ご説明申し上げます。

資料1をごらんいただきたいと思います。

これまで複数年にわたりまして、景観審議会、あわせまして景観審議会の部会を中心に議論を積み重ねてまいりました景観計画の変更に伴います2つの案件、1つ目でございますが、アクセント色の導入、2つ目として景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組みについて、景観計画の変更に係る手続のスケジュールを報告させていただきます。

まず、アクセント色の導入でございます。表の左側のアクセント色についてでございます。これは、今の景観計画の色彩基準では使うことのできない鮮やかさをあらかず彩度の高い色彩を使えるようにする色彩基準の緩和の措置でございます。

変更の内容は、お手元の「当日閲覧資料」と書かれております紙ファイル閲覧資料1の板橋区景観計画変更案についてご確認くださいと思います。

閲覧資料1の4-4ページをごらんいただきたいと思います。

これは一般の地域の色彩基準に関する記載ページになります。太い赤枠の中が今回の変更に伴う追加するアクセント色に関する記述の事項でございます。

まず、アクセント色は、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表現やにぎわいを演出する色彩等を提示しております。また、アクセント色を使用する場合にあっては、建物や周囲との調和を損なわないように、まちのスケール感や歩行者の目線に合った節度ある効果的な使い方とし、地域の良好な景観形成に寄与する色彩デザインとすることとしております。

色彩基準には、面積の上限や使用場所、色彩の上限を定める内容となっておりますが、これらは審議会、部会を通しまして、委員の皆様から多くの議論をいただいたところでございます。

色彩の上限につきましては、少しイメージしづらい部分もございますが、具体的に少し説明させていただきます。

表の一番下に彩度の上限という記述がございます。この表は、色相、色合いのことでございますが、色相ごとに3段階に分けてアクセント色の彩度の上限をあらわしたものでござい

ます。

上から色相0Rから4.9Yが、これは赤や黄色などの暖色系でございます。こちらの彩度を8以下となります。真ん中の色相、5.0Yから5.0Gでございますが、こちらは黄緑や緑などの中間色の系統のものでございまして、彩度6以下となります。一番下のその他の色相が青や紫などの寒色系でございまして、彩度が4以下となります。

これらを色覚的にあらわしたものが資料の一番最後のページになります、アクセント色の色彩基準のイメージになります。参考の23というところで、少しめくっていただいたところにあります。今の資料のところでございます。

アクセント色の彩度の上限は、一般地域、景観形成重点地区共通となっておりますが、水色の枠内がアクセント色で使用できる彩度や明度の範囲をあらわしております。

アクセント色の彩度の上限の設定は、最高彩度を避け、色相ごとの最高彩度の3分の2程度の目安に設定しております。

なお、景観形成重点地区につきましては、閲覧資料1の5章に記載があります。一般地域と同様に作成しており、地区の特性に応じて一般地域と表記が異なる部分がございます。

続きまして、景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組みでございます。

こちらは、景観形成重点地区の追加指定の取り組みについてでございますが、先ほどの資料の1に戻っていただきたいと思っております。

こちらの表の右側になります。景観計画で候補地区に位置づけられております板橋宿不動通り地区を対象といたしまして、商店街の無電柱化の工事の完了や、地区の象徴的な建物でありました銭湯でございますが、花の湯の閉店・解体をきっかけといたしまして、平成29年度から2か年かけまして景観まちづくりに取り組んでまいりました。地元の勉強会の開催やまちづくりニュースの発行を通じて、商店街や地域にお住まいの方と話し合いを重ねました成果といたしまして、景観まちづくりプラン（素案）というものをご提案を地元から受けまして、今後、景観計画の変更を検討してまいります。

参考になりますが、景観まちづくりプランの素案は、紙のファイルの閲覧資料2のところに添付させていただきます。こちらのプランは、地区の魅力や課題を整理し、景観まちづくりの方向性やテーマ、具体的なまちづくりのルールについて整理したものでございます。

プランのポイントでございますが、そちらの2ページのところでございます。

プランの対象といたしまして、オレンジの色塗りの部分でございます。板橋宿不動通りの商店街に当たります旧中山道の王子新道のところから国道までの約400メートルの区間でご

ざいます。

続きまして、10ページのところでございます。

景観まちづくりの方向性といたしまして、将来のまちの景観の方向性を「ちょっと寄って 板橋宿」と定め、この方向性を具体化するため7つのテーマを設定し、目指したい将来のまちの景観のイメージをイラストであらわしております。

続きまして、15ページから16ページのところでございます。

こちらは、景観まちづくりのルール案といたしまして、景観計画の景観形成基準に当たる部分でございます。

今、ここまで2つの案件につきまして、1つ目がアクセント色の導入、2つ目が景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組みについてご報告さしあげましたが、いずれも景観計画本体の変更を伴うものでございまして、順次手続に移行していくこととなります。

アクセント色の導入につきましては、令和2年度中に手続を完了する予定でございまして、今後、パブリックコメントや景観審議会及び都市計画審議会の意見聴取、諮問・答申を経て、変更、告示というふうになってまいります。

続きまして、景観形成重点地区の追加指定でございますが、こちらは令和3年度中に手続を完了する予定で、手続の流れといたしましては、おおむねアクセント色の導入と同様になります。

なお、点線でお示したように、景観計画の変更では、冊子の印刷や関連するガイドラインの改定が必要となります。相応の費用の支出等を伴うものでございますので、アクセント色と重点地区の手続の進捗に応じた適切な時期に実施することが望ましいというふうに考えているところでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○天野会長 ありがとうございます。

この2件の案件、いずれも今まで審議会で議論させていただいたと思いますが、ただいまのご説明について、ご質問もしくはご意見等ございましたらお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

いかがですか。何かございませんか。

アクセント色についても、ただいまご説明があったように、さまざまな建築物等々のデザインについても、先ほど冒頭でご挨拶申し上げましたように、比較的行為の制限も厳しいほうなので、少しデザイン的に配慮するとすれば、20分の1等々の規定がございますし、色彩

の縛りもさっきご説明もあったようですが、この程度のアクセント色は認めてもいいのかなと思って、今まで議論されています。

杉山専門委員から何かございませんか。大丈夫ですか、アクセント色について。

○杉山専門委員 板橋区さんでは、景観アドバイザーにすばらしい先生方がそろっていらっしゃるので、うまくデザインに生かしていただいてというふうに期待しております。

○天野会長 ありがとうございます。

アクセント色も使いようですので、さまざまな案件については、景観アドバイザーの方々にも、ぜひいろいろな形でアドバイスをしていただければと思います。

いかがでしょうか。ほかにございますか。どうぞ。

○中島委員 2つ目の景観形成重点地区のほうなんですけれども、このスケジュールでいくと結構時間がかかるというか、景観計画の変更、大分時間がかかるんですけれども、例えば、現在、既にマンションが建ちそうだとか、要するに緊急の物件とかがあって、そういうところに適用しないと、せつかくつくってももったいないと思うんですけれども、何かそういう物件とかあたりはするんですか。それとも、その辺は落ちついていて、このぐらいのスケジュールでも全然大丈夫だという判断なんですか。

○都市計画課長 先ほどご説明したように、花の湯さんという、もともとまちの中心的位置にあった銭湯が実は解体になってしまって、そこに今、マンションが建ってしまっています。本当は、それより前にできて、その銭湯自体も解体されないような、何か区としての動きができれば一番よかったのかなというふうに思っております。そのマンションでございますが、お風呂屋さんというか、銭湯のよさをうまく取り入れるようなこともお話しあげたところでございますが、地域への配慮という部分は一定いただいておりますけれども、そこまでは至らないまま建てかえが終わっています。

ただ、アドバイザーの先生にいろいろなご意見をいただいて、まちに一体感というか、なじむような形での取り組みはしているところでございますが、そこは間に合わなかったところでございます。

今後、地域において大きなマンションの計画などは今のところない状況でございますので、このスケジュールで何とかいけるのかなと認識しているところでございます。

○天野会長 よろしゅうございましょうか。

景観法の中の重点地区をかけても、多分、建設をとめるというわけにはいかないんですが、景観に対するさまざまな配慮は求められると思います。

前もお話しいただきましたけれども、この不動通りでは、地元のほうでそれなりに集まりがあって動かれていますので、それをもう少し煮詰めていただくという手続を踏んだ上で、区として行政的に景観形成重点地区を指定していくということなので、多分、中島委員の言うように、手おくれというよりは、地元が盛り上がっているのです、あとは所定の手続である程度行政的に認定できるぐらいまでに固めてもらって、認定していくというような手続かと思います。実は私の大学の演習でもこの地域に入らせていただいて、いろいろお話しさせていただいて、地元の方は元気でいいなと思っているところです。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしく申し上げます。

不動通りについて、ご質問させていただきます。

この地区というのは、歴史的にも中山道の街道という中で、ある程度歴史性を意識した整備ということも考えられていると思うんですけれども、どうしても建物のデザインということを考えていくと、例えば軒裏を設けたりだとか、見えないあたりに木材を使用したりだとか、建具についてもある程度木製のものであるとかというような、そういう方向にどうしても考えていく機会が多くなると思うんですね。

ただ、そうはいつても、今の防火規制であれば、準防火なり防火地域かと思しますので、そのあたりの制約というのが難しいのかなとも思うんですけれども、できることであれば、そのような地区に関してはまた別のルールをつくるなりして、そういうものに対して、色彩のアクセントカラーではないですけれども、ある程度緩和する方向での検討をしていかなければというふうに思います。

意見です。

○天野会長 よろしゅうございますか。その辺もぜひ。

どうぞ。杉山委員。

○杉山専門委員 私も質問でございますけれども、不動通りのほうです。

これを改めて拝見しておりますと、例えば15ページのところなどに、瓦が使っておりますよとか、漆喰も2.5Yの8.5の0.5というふうに、丁寧にお調べになっていいなというふうに思ったりした次第ですけれども、不動通り全体にどういうのが建っているよと。これまでもずっと長く研究なさっていると思うんですけれども、こういうものが並んでいるよと立面で出すとか、どの時点でちょっとわからないですけれども、お風呂屋さんがあったときはこうだったよとか、それからたって、今現在はこういう間口でこうなっているよというふう

に、一般の人たちが見られるような資料というのはあるのでしょうか。

というのも、京都なんかですと、京のみちガイドラインというのをつくったりしておりますけれども、一つ一つの素材であるとか、すごく細かくすると、犬走りがこうだよねとか、いろんな細かいディテールなんかも勉強できるようにガイドラインができたりしているんですね。そこまでということは思わないですけれども、そういったような。

大分研究していただいているようなので、これのものと資料といいますか、何か見ることができるのかなというような、そんな質問でございます。

○天野会長 いかがですか。

○都市計画課長 今、7ページのところに、まち歩きをしてどんな建物が並んでいるという、余りにも小さい絵ですので、わかりづらい部分もございますが、これから読み取るというのは難しいかと思うのですけれども、7ページの6枚区分けされているところの左の上のところでございます。こちらのほうに今残っている建物で、まちとしての特徴的な部分を挙げさせていただいておりますが、昔ながらのものというのは、本当の街道という意味のものは余り残っていないのが実情でございます。

その中で、地元の人たちの中ではまちを大切にしていきたいという意識がありまして、今回、このような取り組みの中で、いろいろなワークショップも通しましてご意見をいただいている中でございます。

ファサード的な部分で、先ほど鈴木委員さんの言われたように、法律の改正までいくかどうか、用途もしくは防火の指定の改正までいくかは別としても、その部分を踏み込めるところまではいっていないのが実情でございます。ただ、自分たちのまちを大切にしっかりつくってきたいということで、こういう提案をいただいております、その部分を踏まえまして、区としては、できるだけ地元の要望に合ったような形での景観計画を考えております。

実際には、全体の資料として、今おっしゃっていただいた部分の立面的に見えるような部分というのは整備されておられませんので、そこも計画等をつくる中で、地元にもう一度説明とか入る際に、そういう部分を活用しながら、少しでもいい形という言葉だけではありませんが、景観上望ましい方向に向かって、一緒に地元とも話し合いをしていきたいというふうに思います。

○杉山専門委員 つけ加えですけれども、和風の植栽がいいよみたいなことが書かれていますけれども、何とか榎とかありましたよね。松なんかも、ちょっと路地に入ると五葉松みたいなのが残っていたりとか、板橋は割と残っているのかなというような印象を持っているので、

こういうものがあつたようだとか、少し残っているのはこうだよみたいに、具体的に事例など、参考になるというか、それにしなさいということではないけれども、勉強になるようなものもぜひ整備していただければうれしいなど。そんなふうにご期待しております。

以上でございます。

○天野会長 よろしゅうございますか。

大きなテーマでも、歴史的資源の活用なんていうのが入っているので、少しずつ進めながらやっていただければと思います。

どうぞ。

○鈴木委員 補足だけなんですけれども、今のような形で防火上の配慮ということになりますと、どうしても宿場町の敷地の地形というのは細長い短冊型で、間口が狭くて、奥行きが長いということになりますので、例えば2階部分まではせめて5メートルの延焼線ではなくて、例えばうだつがあるだとか、そういうようなデザインに配慮したような形の防火上有効なものというのを、もう少し積極的に誘導するだとか、そういう方向で、3階から上はもういいと思うんですよね、セットバックしてつくってくれるのであれば。というようなことを思っていました。ありがとうございます。

○天野会長 それぞれ地元の方々、不動通りの方々でそういう声もあつたということはお伝えいただいて、配慮していただければと。

もう大分残っていないと思うんですね。17ページにも、私の住んでいる千住宿というのも書いてあって、ちなみに、私が住んでいるところも間口4間、奥行き20間という地形のところに住んでいますので、よくわかっているつもりですが、関東大震災と戦災を経てしまっているんで、残っているところは余りないと思いますが、どうやって生かしていくかというのはご意見のとおりですし、もともとこのプランの中にもそういうことも出てくるので、できる範囲でということになってくるとは思います。お伝えいただければと思います。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○木村委員 ワークショップに参加している人の割合の、実際に建物を持っている人の割合というのはどのくらいワークショップに参加しているのかということで、一番身近な人がワークショップに参加することによって、意見を述べて、その経過に対してどうしたらいいかという。ただ、知っている人がワークショップに集まって、こうしましょう、ああしましょうということよりも、実際に景観で建物を持っている人が参加するのが一番身近な問題ではないかと思いますが、どの程度の人が参加しているか、もしわかれば教えてもらいたいです。

○都市計画課長 商店街の役員さんも含めまして、多くの方たちに集まっていただいています。ほとんどの方が、建物所有者の方に集まっていただいているところでございます。

先ほどご説明した中で少し不足がありました。地元の建物等につきましては全件調査しておりますので、色彩も全部カルテ化しておりますので、その辺の部分が見える化しつつ、組みたいなと思います。

地元の方たちは、熱意のある方たちが、建物所有者の方たちに集まっていただいていますので、その方たちともうまく意見交換を今後ともしながら、今おっしゃっていた部分のことも踏まえまして取り組んでいきたいというふうに思います。

○天野会長 よろしゅうございましょうか。

どうぞ。

○かいべ委員 今、木村委員からもお話ありましたように、参加者のことも含めてなんですけれども、この不動通りについては会を重ねてかなり成熟しているところでありますけれども、先ほど杉山委員からもありましたように、縁切り榎とか、同じ沿線、少し離れていますけれども、途中、商店街と民家があり、つながっていないんですけれども、この見本というか、立派なものがありますので、板橋の中でもこれはという名所もありますので、そういった方々がこれを勉強する場というか、していただいて、せっかく四宿の一つに入っている板橋ですので、もう少し拡大につながるような場にさせていただけるとありがたいなと思うんですけれども、もちろん、区では計画も取り組みもされていると思うんですけれども、もしここでそういった広がりのあるものがあれば、お伺いしたいんです。

○都市計画課長 まず、今回、板橋宿の中の不動通りということを対象にさせていただいたのは、最初に本体の景観計画を平成23年につくり上げる際に、無電柱化の計画もその際に動いておりますので、不動通りについては、そちらのほうで一定の町並みの整備が、うまくいけばあわせてやっていけるのではないかとということで動いたところでございます。

その後、結果的には少しずれてしまって、今こういう形で動いているところでございますが、最初に取り上げた景観計画の中の4つの重点地区というのが、常盤台のところと、石神井川、板橋崖線とって赤塚公園の崖のあたり、こちらの不動通りということでございまして、その4つにまず板橋区は取り組んで、重点地域として板橋区の将来像につなげていくような景観のエリアをつくることによって、板橋区全体の景観が発展していけるのではないかとということで始めさせていただいております。

その際に、仲宿という話、または縁切り榎のある部分も含めて、全体をどうしていったら

いいかという話もあったのですが、結果的に全エリアを一遍にやることはなかなか難しい部分がありましたので、不動通りがこちらのリーダーというか、こちらの地域を引っ張るような形でうまくつくり上げていくと、そこが発展していくのではないかというふうに思っておったところでございます。

あわせて、このエリアにつきましては、木造の密集事業の関係で不燃化するという目的もあったので、地区計画も実はかかっておりまして、そちらの地区計画につきましては、全体のエリアとして、ただ景観上の配慮として、先ほど鈴木委員からもございましたように、1階の部分をどうしようかという話もあって、1階のファサード的な部分を取り組もうという話もあったのですが、そのときには不動通りというか、どこの住民の方という用語がありますので、そちらのほうから、そこまで今はちょっと難しいのではないかというふうなご意見も幾つかあった中で、一定の取り組みは入れてはおりますけれども、行く行くは、ちょっと話は戻りますが、景観の重点地区としてこの板橋宿の仲宿も含めたところについては、いずれかの時期には取り組む必要があるというふうに思っております。それはそのときにまた一生懸命考えたいと思います。

それと、景観の重要なポイントになる部分につきましては、景観の重要公共施設でありますとか、幾つか、例えば川越街道沿いに五本けやきというところがございます、そちらも国のほうの国道事務所に協力いただいて景観重要樹木にしておりますので、そういう部分の検討というのはできると思いますので、今後とも縁切り榎の部分も含めまして、できることについては取り組みをしっかりと進めたいというふうに思っております。

○かいべ委員 ありがとうございます。もちろん、今言った4点の重点地区も含めて、今後の見通しということでお伺いしたので、よく縁切り榎を通っていると全国から、個人情報で余り見えてはいけないんですけれども、かなり全国からお見えになっているんだというのがわかるので、もったいないなと思ひまして、何か今後、それを最大限に生かしていただきたいと思って、意見も含めてよろしくお願ひいたします。

○天野会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○池邊副会長 先ほど天野先生から大学生をとのお話があったんですけれども、実はことしから私たちの、今まで神楽坂でやっていた歴史的な町並みの演習を不動通りでやらせていただきました。そのときに、きょうは余りそこの説明はなかったんですけれども、仲宿に比べると不動通りのほうに、逆にシャッター街というか空き店舗が結構あるというところが、学

生たちの提案の一つのきっかけみたいになりまして、空き店舗をいかにして空き店舗ではなく、この不動通りのにぎわいに対してどういうふうなしつらえというか、そういうふうにできるかというような提案をさせていただいたんですけれども、そういった面も含めて、ここが景観形成重点地区に指定されることによって、地域のシャッター街になったところに、改めて商業をやりたい方に入っていただくとか、起業みたいな形ですとか、あるいは若手の方でそういう担い手が入るとか、そういう活性化みたいな部分もこの不動通りで、景観形成重点地区に指定されることで何らかのそういうインセンティブというか、モチベーションが上がるような形というか、そういうものができればなというふうに思っております。

さっき植栽のほうの話がありましたが、中山道は江戸屋敷のいろいろな種屋が江戸野菜のもとになっていましたので、私どもの学生の提案の中にも、そういう江戸野菜なんかをこの地域で栽培してはどうかとかというような提案もさせていただきまして、この地域ならではの景観の形成の方向性というのが複合的になって、結果としてこの地域の商店が復興するような形になればというふうに思っております。

以上でございます。

○天野会長 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。どうぞ。

○杉山専門委員 ちょっと思い出したんですけれども、以前、建築家協会の城北会というところの方々にご案内いただいて、練馬区を見て歩いたんですけれども、東武練馬の脇の下練馬宿ですかね。宿があるんですけれども、その古地図をみんなで作ったというのがあったんですね。

今、全然、何も残っていない。少し地割というか、このお店はこれだったんだろうとあるんですけれども、小さな宿、外れの宿で、本格的な宿ではないんですけれども、例えば紺屋さんが2軒あって、すくも屋さんという藍染のもとを売っているのが1軒あるので、小さなところでもこういうふうな商売をやっていたり、意外に見る目を変えたというか、おもしろいなとか、宿場って、品川は品川で業種が違ったりとか、大変興味深いんだというのを改めて。

ただ地図を見るだけではすごく、それは信用金庫か何かのウインドウに飾ってあったりとか、立て札もちょっと外れた公園にあったりとか、道のそばにあったりとかして、意外に楽しく思えたといいますか、ただ歩いているだけでも、ああ、そうなんですななんていうような、ちょっとそういう古地図みたいなものなんかも、もちろんお持ちでしょうから、そうい

うのをお店の中でウインドウディスプレイで使っていただけたとか、信用金庫さんとか何かがあればご協力いただけたりするのかなと思って、そんなものもいい事例だなというふうに思ったものですから、ご案内まででございます。

皆さんも機会があったら、東武練馬の向こう側におりると、池袋から行って、東武練馬でおいて、そんなところにすぐございまして、駅前じゃなくてまち外れなんですけれども、よかった事例でございます。少し参考になればと思いました。

○天野会長 ありがとうございます。そういう事例は各所にいっぱいありますので、私の住んでいる近所にもいっぱいありますので、いろいろな形で連携がとれればいいかと思えます。ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

それでは、この景観計画の変更のことについては、うまく時期を合わせていただいて、毎年景観計画を印刷するのもどうかという気もするので、うまく効率的に、僕なんかだったら箇条式でもいいかなと思っているんですが、変更部分だけを別出しということもありましようけれども、余り別にすると読んでくれないという危険もあるので、うまく考えてスケジュールを調整していただければと思えます。ありがとうございます。

それでは、続きまして議事2に移らせていただきたいと思えます。

議事2の令和元年度いたばし景観写真展について、事務局のほうからご説明いただきたいと思えます。資料2ですかね。

○都市計画課長 それでは、議事の2つ目でございます。令和元年いたばし景観写真展についてご説明さしあげます。資料2のほうをお願いいたします。

今年度はテーマを「石神井川と景観」といたしまして、今月でございますが、12月23日から来年2月21日まで約2カ月にわたりまして、こちらの板橋区役所の1階のギャラリーホールにて開催する予定としております。

テーマの設定の考え方でございますが、昨年度につきましては、景観形成重点地区を指しております板橋宿不動通り地区や、また景観形成重点地区に指定されております板橋崖線軸地区、そちらのほうに焦点を当てまして、パネル展等を実施してきたところでございます。

今年度は、昨年度に引き続きまして、板橋区を代表する景観資源を有します景観形成重点地区、石神井川軸地区につきまして焦点を当てて展示を行うものでございます。

また、近年、石神井川軸地区におきましては、開発や建築行為の動きが活発になっていることもございまして、改めまして区民の方また事業者の方に対しまして、景観形成重点地区

の重要性や建築行為等における景観形成のあり方を啓発してまいりたいと考えております。

さらに、区では東京2020の大会を見据えましたさまざまなプロモーション戦略の一環といたしまして、板橋十景、これは板橋区の景観を10カ所選んだものでございますが、板橋十景、石神井川を取り上げる計画がありまして、そちらとあわせまして、区の施策展開におけます相乗効果を期待しているところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。

こちらに参考の1といたしまして、景観形成重点地区石神井川軸地区の概要、また、区域の考え方を紹介しております。

続きまして、3ページ目をお開きいただきたいと思います。

参考2といたしまして、昨年度2回開催いたしました写真展の開催概要をまとめたものでございます。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○天野会長 ありがとうございます。

この件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

現在も開催中ですので、ぜひこの会議の後でもごらんいただければと思いますが、来週の月曜からですね。来週からですので、地元の方はぜひお立ち寄りをいただければと思います。どうぞ。

○かいべ委員 この参考2の景観写真展、また板橋崖線のほうは、当然、役所の1階フロアでご用があつて来た方が見るというスタンスが多いと思うんですけども、どれぐらいの方が閲覧したという予測なんかはできるんでしょうか。難しいですか。

○都市計画課長 そうですね。人数の集計は実際にしていないところではございましたが、職員等がときどき見ている際には、多くの方が見ていただいていたので、多くの皆さんにごらんいただいたのかなというふうに認識しているところであります。

○天野会長 よろしゅうございましょうか。

こうやってやると、入場料をとるわけではないので、入り込みを数えるのは非常に難しいかと思いますが、1階ギャラリーですので、別のご用で区役所においでになった方々も見ていただいているかと思います。

ほかにもございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

最後のその他でもご案内いたしますが、私もぜひ拝見したいと思っております。

よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかにご意見もないようですので、第2番目の議事はこれで終了させていただきたいと思います。

《 議事3については、個人情報等に係る内容であるため非公開とする 》

○都市整備部長 本日は大変長時間にわたりましてご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

大変多くのご意見を頂戴いたしました。今後の改善・改良に生かせるものに関しましては生かしていきたいと思っております。

それでは、これで本日はお開きとさせていただきます。ありがとうございました。